

(2) あっさぶ江差高校バスの運行計画の承認について

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が整っていることの証明書(案)

令和6年6月7日に開催された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条に規定する協議会において、下記事項に関し、協議が整ったことを証明する。

記

1. 協議が整っている路線又は営業区域

檜山郡厚沢部町

2. 協議が整っている運行系統又は運送の区間

北線(厚沢部町 相生～鶉町～赤沼町～美和～江差高校)

南線(厚沢部町 館町～滝野～新町～緑町～江差高校)

南北線(厚沢部町 相生～鶉町～館町～滝野～新町～緑町～赤沼町～美和～江差高校)

3. 協議が整っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法

別紙運賃表の通り

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

車庫及び事業用自動車については貸切事業と併用可能とする。

令和6年6月7日

主宰者 厚沢部町地域公共交通活性化協議会
会長 合 浦 博 昭